

第2期にしん幸せまちづくりプラン策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 第2期にしん幸せまちづくりプランの概要

(1) 名称

第2期にしん幸せまちづくりプラン

※第3次日進市地域福祉計画及び第5次日進市地域福祉活動計画を
一体のものとして策定

(2) 計画期間

令和7年度からの10年間（予定）

2 業務委託の概要

(1) 業務名

第2期にしん幸せまちづくりプラン策定支援業務委託

(2) 業務目的

本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定
に基づく第3次日進市地域福祉計画及び第5次日進市地域福祉活動計
画の策定にあたり、現行計画を踏まえつつ、地域福祉における本市の現
状と課題を整理し、地域住民、福祉関係団体、福祉事業者、社会福祉協
議会等と本市の協働による地域福祉活動を一層進めるため、第2期にし
ん幸せまちづくりプランの策定を支援することを目的とする。

なお、令和6年度の予算が承認されない場合、令和6年度の実施に係
る分は執行しない。

(3) 業務内容

別紙「第2期にしん幸せまちづくりプラン策定支援業務委託仕様書」
による。

(4) 履行期間

令和5年度：令和5年10月26日（予定）から令和6年3月22日
まで

令和6年度：令和6年4月1日（予定）から令和7年3月24日まで

(5) 履行場所

日進市内全域

3 委託上限額

(1) 令和5年度分

金4,457,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 委託上限額は、委託業務における契約時の予定価格を示すものではな
く、業務内容の規模を示すためのものである。

なお、令和6年度の委託費については、提案のあった見積額で令和6年度予算要求を行うが、必ずしも見積額が令和6年度予算額にならないことには留意すること。

- (3) 次の費用については委託上限額に含まず、市が負担する。ただし、令和6年度の予算が承認されない場合はこの限りではない。

アンケート調査に係る郵送料、わたしのまちのしあわせづくり委員会委員への報酬、市民参加手法に係る会議体やワークショップ等の参加者に対する謝礼

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 令和4年度の日進市における入札参加資格の認定をされている者
- (3) 日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成18年要領第6号）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出日から本業務の受注決定までの間、「日進市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月26日 日進市長、日進市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事更生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可が確定された者を除く。）。
- (7) 直近5年間に、情報漏えい等の情報セキュリティに関して、判決による罰金及び和解金の支払いがない者
- (8) 直近5年間に、愛知県内において地域福祉計画等福祉分野の計画策定業務の受託実績がある者

6 募集内容

本実施要領（以下、単に「実施要領」という。）、第2期にしん幸せまちづくりプラン策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び第2期にしん幸せまちづくりプラン策定支援業務委託提案書作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき、提案及び価格を事業者に求める。

（1）募集方法

令和5年8月28日（月）から実施要領、仕様書及び作成要領を本市ウェブサイトで公表する。

（2）申込み方法

本業務のプロポーザルへの参加を希望する者は、提出期限までに参加意思確認書、提案書等を（3）のとおり提出すること。なお、企画提案は1者1提案とする。

（3）提出書類、提出部数及び提出期限

	提出書類	様式	提出部数	提出期限
参加申込み	①参加意思確認書兼誓約書	様式1	各1部 (紙媒体)	令和5年 9月11日 (月)
	②法人等の概要が確認できる書類	任意		
	③直近5年間に、愛知県内において地域福祉計画等福祉分野の計画策定業務を受託した実績が分かる書類	任意		
企画提案	④提案書	様式5 表紙以外 任意	各8部 ※正本1部 副本7部 (紙媒体)	令和5年 9月27日 (水)
	⑤見積書及び見積内訳書	任意		

（4）提出方法

- ア 直接持参、郵送又は宅配にて提出するものとする。
直接持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。郵送又は宅配の場合は、提出期限の午後5時必着とする。
- イ ファクス又は電子メールによる提出は不可とする。
- ウ 参加申込みの提出期限までに必要な書類を提出しない者や参加資格要件がないと認められた者の企画提案は受け付けない。
- エ 提出された資料は返却しない。
- オ 提出した資料の差し替えや再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

（5）提出場所

日進市健康福祉部地域福祉課福祉政策係（日進市役所本庁舎 1 階）
住所 〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地

7 参加資格の審査

参加申込みした者について、「5 参加資格」に規定する参加資格の有無を審査する。

（1）審査結果の通知

参加資格の審査結果は、参加資格結果通知書（様式 3）を用いて、令和 5 年 9 月 15 日（金）までに全者に対し、書面及び電子メールにて通知する。

（2）審査結果に対する問い合わせ

審査結果の通知を受けた者は、担当部署に対し、令和 5 年 9 月 21 日（木）までに、その理由についての説明を書面で求めることができる。
なお、審査結果等に対する異議の申し立てはできないものとする。

8 提案書等の作成

（1）提案書等は、作成要領に沿って作成・提出すること。

（2）記載内容については、明確な記載がない限り経費見積りの範囲内とみなすので注意すること。

（3）提案書等に記載する内容は、本業務における実施義務事項として、提案事業者が提示し契約するものであることに留意すること。

（4）実施義務事項以外を参考として記載する場合には、「オプション」又は「見積対象外」と明確に記載すること。

9 質問

本件に関する質問は、参加申込みした者が質問書（様式 4）により提出するものとする。

（1）提出期間

令和 5 年 8 月 28 日（月）から令和 5 年 9 月 15 日（金）まで

（2）提出方法

電子メール

（3）送信先

chiikifukushi@city.nisshin.lg.jp

※上記によらない質問は、一切受け付けないものとする。

（4）回答

令和 5 年 9 月 21 日（木）午後 5 時までに、参加申込みした全ての者（辞退者は除く。）に対して電子メールにて回答するものとする。

10 審査

(1) 審査委員会の組織

審査は、学識経験者、本市及び日進市社会福祉協議会の職員により組織された第2期にっしん幸せまちづくりプラン策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により行う。

(2) 審査方法及び審査結果通知

ア 審査は、本業務を受注した場合の業務担当予定者に提案書等の内容についてプレゼンテーションの実施を求め、業務内容に対する理解度、業務実績、事業提案、費用等を評価基準に基づき総合的に評価し、合計点の最も高い者を最優秀提案事業者とする。評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、受注候補者として選定しない
審査実施日等については、次のとおり。

①日時

令和5年10月5日（木）午前10時から（予定）

※審査は提案書等受付順に行うものとし、提案書等受付時に審査開始時間を決定する。

②場所

市役所本庁舎第2会議室

③審査に係るタイムスケジュール

準備・片付け 5分

プレゼンテーション 15分

質疑応答 20分

イ 複数の者の合計点が同点の場合、事業提案の評価点が高い者を上位とする。事業提案の評価点が同点の場合は、審査委員会の総合的な評価により上位者を選定する。

ウ 審査結果は、令和5年10月18日（水）に、審査参加者全員に書面（様式6）及びメールにて通知する。結果通知を受けた者は、担当部署に対し、令和5年10月24日（火）までに、審査結果の理由について説明を書面で求めることができる。なお、審査結果等に対する異議の申し立てはできないものとする。

(3) 評価のポイント

審査では主に次の点に重点をおいて評価する。

①本計画の趣旨を理解し、計画策定に必要な知識や経験（実績）を有しているか。

②本市の地域特性を十分に把握しているか。

③策定手法に独自の工夫や提案があるか。

④無理のない業務スケジュールが組まれているか。

1 1 辞退

プロポーザルへの参加申込みを行った後に、プロポーザルへの参加を取りやめる場合には、参加辞退届（様式2）により届け出ること。

1 2 契約

(1) 仕様書等の協議

市と最優秀提案事業者とは、仕様書等について協議を行う。提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約後の業務内容に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、最優秀提案事業者との協議により契約締結段階において内容の追加、変更等を行うことがある。したがって、最優秀提案事業者の決定をもって、提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

なお、最優秀提案事業者との協議が折り合わない場合又は辞退した場合は、次点の事業者と協議を行う。

(2) 受注候補者

審査結果を契約審査委員会（以下「契審」という。）に諮り、契審は報告された結果を審査し、適格であった場合は最優秀提案事業者を受注候補者として選定する。

(3) 契約の締結

受注候補者とは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び日進市契約規則により年度ごとに随意契約を行う。令和5年度の契約については、総額を日進市及び社会福祉協議会で按分したうえで、それぞれと締結するものとする。

また、受注候補者とは随意契約後、覚書を取り交わした上で令和6年度の受注候補者とする。

ただし、令和6年度予算額が見積額を下回ったときは、市等及び受注候補者で協議の上、予算額の範囲内で本業務を実施する。なお、令和6年度予算の議決を得られない場合や令和5年度の実施内容如何では、令和6年度の契約をしないものとする。

令和6年度の契約方法については別途協議する。

1 3 スケジュール

手続き	期間等
参加申込書提出期間	令和5年8月28日（月）から 令和5年9月11日（月）まで （開庁日の午前9時から午後5時まで）
参加資格の審査結果通知	令和5年9月15日（金）

質問書提出期間	令和5年8月28日（月）から 令和5年9月15日（金）まで （開庁日の午前9時から午後5時まで）
質問書への回答	令和5年9月21日（木）
提案書等提出期間	令和5年9月19日（火）から 令和5年9月27日（水）まで （開庁日の午前9時から午後5時まで）
審査実施日	令和5年10月5日（木） ※時間、場所等の詳細は別途通知
審査結果通知	令和5年10月18日（水）
契約締結（予定）	令和5年10月25日（水）

1.4 失格事由

次の条件に該当する場合は、失格とする。この場合、当該提案事業者の評価を行わず、最優秀提案事業者としない。

- （1）提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- （2）正当な理由なく、審査において本市が定める時間に遅刻したもの。
- （3）実施要領、作成要領に指定する提案書等の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- （4）許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- （5）虚偽の内容が記載されているもの。
- （6）本プロポーザルの通知を行った日から最優秀提案事業者決定の日までの間に、別の契約をしている委託業務等や本プロポーザルに関して選定手続に定められている事項以外で審査委員会委員及び関係職員等との接触があったもの。

1.5 その他

- （1）本提案に係る一切の経費は、事業者の負担とする。
- （2）提出書類は返却しない。また、不要となった時点で処分する。
- （3）提出書類に含まれる著作物の著作権は提出事業者に帰属する。なお、提出書類は、提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- （4）委託業務における制作物の著作権は市に帰属するものとする。
- （5）参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時、年は和暦とする。
- （6）選考結果は書面による通知をもって発表とする。

- (7) 本提案により知り得た本市固有の情報は、機密保持すること。
- (8) 評価基準に関する質問は受け付けない。
- (9) 提出書類は、日進市情報公開条例（平成11年日進市条例第1号）その他関連する規定に基づき公開する場合がある。

1.6 結果公表

プロポーザル方式等により契約を締結したときは、契約締結後速やかに、次に掲げる事項を市のホームページにおいて公表するものとする。

- (1) 委託業務名
- (2) 業務内容及び履行期間
- (3) 特定した受託者の所在地（住所）、法人等名称（氏名）

1.7 問い合わせ先

担 当 日進市健康福祉部地域福祉課福祉政策係
電 話 0561-73-1643
ファクス 0561-72-4554
電子メール chiikifukushi@city.nisshin.lg.jp